

消防基金規程第四号

消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書（平成九年三月二十六日消防消第五十六号）第十五条の規定に基づき、福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年五月十二日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 吉田 隆 行

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十条 「略」</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学</p>

<p>部に在学する者 月額一万六千円</p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額二万円</p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額二万円</p> <p>〔四 略〕</p> <p>〔3〕7 略</p>	<p>部に在学する者 月額一万五千円</p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額二万円</p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額一万九千円</p> <p>〔四 同上〕</p> <p>〔3〕7 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 この規程は、令和七年五月十二日から施行する。

2 改正後の第十条第二項第一号、第二号及び第三号の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。